

愛知県立芸術大学附属図書館長選考規程

昭和 43 年 2 月 1 日

最近改正 平成 5 年 2 月 10 日

(目的)

第1条 この規程は、教育公務員特例法第 4 条の規定に基づき愛知県立芸術大学附属図書館長(以下「図書館長」という。)の選考に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(選考の時期)

第2条 図書館長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 図書館長の任期が満了するとき。
- (2) 図書館長が辞任を申し出たとき。
- (3) 図書館長が欠員となったとき。

2 図書館長の選考は、前項第 1 号の場合は、任期満了の 30 日前に、同項第 2 号又は第 3 号の場合はできる限りすみやかに行うものとする。

(資格)

第3条 図書館長の選考は、専任教授のうちから行う。

(選考)

第4条 図書館長の選考は、各学部教授会で推薦された図書館長候補者について評議会の議を経て学長が行う。

(知事への申出)

第5条 学長は前条の結果に基づき、図書館長予定者を知事に申し出る。

(任期)

第6条 任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選出された図書館長の任期は、前任者の残任期間とする。